

飯坂消防だより



令和4年中の火災の概要

春の火災予防運動が3月1日から3月7日まで全国一斉に実施されます。令和4年中に発生した福島市の火災件数は70件（前年比2件減）で、火災による死者は4人です。

思いもよらない原因で火災になる可能性がありますので、見えない場所も点検しましょう。また、地域ぐるみで放火されない環境づくりに努めましょう。

火災種別

火災種別	件数
建物火災	34
その他の火災	24
車両火災	12
林野火災	0
合計	70

原因別ワースト表

1位	2位	3位
放火・放火の疑い 15件	たばこ 8件	排気管 電気機器 配線器具 たき火 各3件
		 



取り付けましたか？住宅用火災警報器

住宅用火災警報器の設置は義務です。火災から大切な家族を守るため、未設置の場合は早急に設置しましょう。すでに設置済みの場合は、適正に維持管理しましょう。

住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をお勧めします！

お近くの消防署所に「住宅用火災警報器なんでも相談窓口」を開設しております。正しい取り付け箇所や交換、設置のお手伝い、住宅用火災警報器に関する出前講座の実施など、なんでもお気軽にご相談ください！

◎取り付けなければいけない場所

- ・すべての寝室の天井又は壁面
- ・寝室が2、3階にある場合は階段の天井又は壁面

○取り付けることが望ましい場所

- ・台所、居室



その救急、本当に必要ですか？

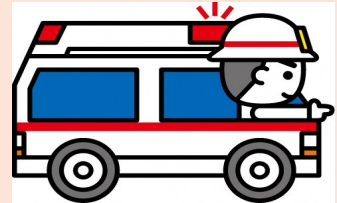
昨今、コロナ禍により救急件数が多く、病院到着まで時間がかかる状態が続いています。発熱時の問い合わせについて、かかりつけ医への相談や下記の問い合わせ先へ相談するのも一つの方法です。

【症状の有無にかかわらず不安な方や心配な方】

一般相談（コールセンター） 0120-567-177

耳が不自由な方専用FAX 024-521-7926

平日 8:30~21:00 土日祝日 8:30~17:15



【風邪のような症状、発熱、強いだるさ、息苦しさがあり

かかりつけ医がなく、どこに相談してよいか分からない方】

受診相談センター 0120-567-747 (24時間対応)

救急車の適正利用をお願いします！

野焼き・ダメ・絶対！



焼却、野焼きは、ごく一部の例外※①を除き、法律で禁止されており、違反すると処罰の対象となります。

ごみ焼却、野焼きからの延焼による火災が発生していることや、異臭・煙による近隣住民からの苦情が増えております。

焼却、野焼きを実施する場合は、下記の機関へ問い合わせた後に火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書を管轄する消防署・分署・出張所へ提出するか、電話での連絡をお願いします。

ごく一部の例外※①

- ・ 稲わらの焼却、病害虫駆除を目的とした剪定枝の焼却、林業を営むためのやむを得ない焼却
- ・ どんと焼き・キャンプファイヤー など

焼却について不明な点がありましたら、下記問い合わせ先へ平日日中にお問い合わせください。

廃棄物の焼却についての問い合わせ	福島市役所廃棄物対策課	024-529-5266
農業関係の廃棄物についての問い合わせ	福島市役所農業振興課	024-525-7720
生活系のごみについての問い合わせ	福島市役所ごみ減量推進課	024-525-3744